

※分からないことや詳しいことは、**問**にお問い合わせください。

**12月17日に荒尾消防署・緑丘分署の統合計画について
住民説明会を行います**

問有明広域行政事務組合消防本部
総務課 ☎ 73-5272

有明広域行政事務組合消防本部では、施設の老朽化や消防救急無線のデジタル化、将来の人口減少などの問題に対応するため、消防署所の統廃合と配置の見直しを計画しています。

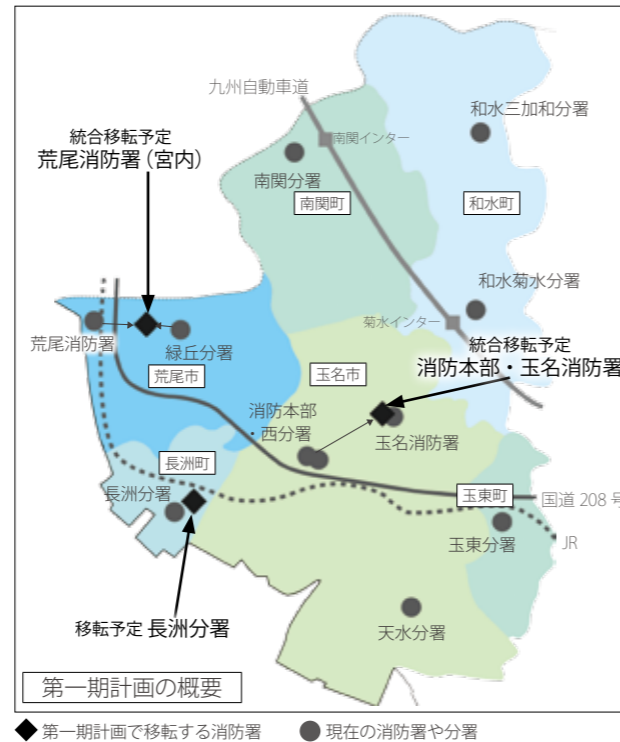
荒尾市の場合、荒尾消防署と緑丘分署を統合し、新しい消防署を宮内に建設する予定です（そのほか、消防本部（西分署）と玉名消防署の統合、長洲分署の移転を第一期の計画としています）。

このことについて10月26日に1回目の説明会を行いました。統合によって到着が遅くなる地域が発生することなどに対して多くの住民の皆さんから不安の声が寄せられました。また、「内容を詳しく説明してほしい」「重要なことなので広く知らせてほしい」などの要望もいただきました。

そこで、より多くの住民の皆さんにご理解をいただくため、2回目の説明会を開催します。

詳しい計画内容や不安要素の対応策なども説明しますので、どうぞご参加ください。

- 日時 12月17日（月）午後7時
- 場所 文化センター小ホール



高額医療・高額介護合算療養費の申請が始まります

問健康生活課
国保年金係 ☎ 63-1327
高齢者医療係 ☎ 63-1420
介護保険係 ☎ 63-1418

医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額（年単位）を超えた金額が支給される制度です。

- 計算される期間 8月～翌年7月の12カ月間
- 支給対象となる世帯 医療保険と介護保険のどちらにも自己負担額があり、世帯の限度額を超えた金額が500円より大きくなる世帯
※期間内に亡くなった人の代理申請もできます。
- 合算される医療保険 介護保険を利用した人と同じ医療保険
※異なる医療保険の場合は合算されません。
- 計算されない自己負担の経費
 - ①入院・入所時の食費・部屋代・日常生活品費
 - ②介護保険での福祉用具購入費・住宅改修費
 - ③要介護状態区分別の支給限度額を超えて介護サービスを利用したときの自己負担額
 - ④70歳未満の人の医療費のうち、入院・外来・調剤、それぞれ月額で21,000円未満の自己負担額
- 申請窓口 介護保険を利用した人が7月31日に加入している医療保険の窓口

●申請の窓口

| 加入している医療保険 *問い合わせ先 | 申請に関すること |
|---|--|
| 国民健康保険 *国保年金係 ☎ 63-1327 | 対象世帯には申請書を送りますので、内容に従って申請してください。 |
| 後期高齢者医療 *高齢者医療係 ☎ 63-1420 | |
| その他の医療保険 *各医療保険の窓口にお問い合わせください。 | 各医療保険窓口での申請には「介護保険自己負担額証明書」を添える必要がありますので、介護保険係で証明書の交付申請を行ってください。 |
| ※介護保険自己負担額に関する問い合わせ 介護保険係 ☎ 63-1418 | |

- 【介護保険自己負担額証明書の交付申請に必要なもの】
- ①印鑑（認印可）
 - ②預金通帳
 - ③医療保険の被保険者証
 - ④介護保険の被保険者証

障がい者の虐待 見逃さないことが大切です！

12月3日～9日は「障害者週間」
考えてみませんか 障がいのこと、共に生きる社会のこと。

障がい者が、家族や施設などの職員、会社の雇用主や同僚に虐待されていることに気付いたら、一人で抱え込まないで速やかに担当の窓口に相談してください。あなたの相談が、虐待されている障がい者だけではなく、虐待をしている人が抱えている問題の解決にもつながるのです。

相談・通報・問い合わせ窓口

- ▶休日以外の午前8時30分～午後5時15分
福祉課福祉係 ☎ 63-1406 FAX 62-2881
- ▶夜間（午後5時15分～午前8時30分）と市役所の休日
市役所代表 ☎ 63-1111

【障がい者虐待の種類と、虐待に気づくためのチェックリスト】

虐待にもさまざまな種類があります。次のリストに当てはまるものが、身の回りで見つかりませんか？ もしかしら虐待かもしれない…と感じたらご相談を。

■身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えることや、正当な理由なく身動きが取れない状態にすることです。

【身体的虐待のサイン】

- 回復の状態がさまざまに違う傷やあざがある。
- 尻、手のひら、背中などに火傷の跡がある。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 手を上げると、頭をかばうような格好をする。

■心理的虐待

障がい者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えることです。

【心理的虐待のサイン】

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる。
- 体を小さく縮める。
- 自分で自分の体を傷つける行為がみられる。

■性的虐待

障がい者に無理やり（または同意と見せかけて）わいせつなことをしたり、させたりすることです。

【性的虐待のサイン】

- 急におびえたり、こわがったりする。
- ひと目を避け、一人で部屋にいたがるようになる。

■放棄・放任

【放棄・放任のサイン】

- 体から異臭、髪の毛の汚れがひどい、爪が伸びて汚い。
- ずっと同じ服を着ている。

■経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使ったり、障がい者に理由なく金銭を与えなかったりすることです。

【経済的虐待のサイン】

- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。
- 日常生活に必要な金銭が渡されていない。